

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 29 年 11 月 16 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700097号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700058号

第1 結論

請求者のA社における平成11年10月1日から平成14年7月4日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年10月から平成13年3月までの標準報酬月額については9万8,000円から36万円、同年4月から平成14年6月までの標準報酬月額については9万8,000円から15万円とする。

平成11年10月から平成14年6月までの訂正後の標準報酬月額(上記の訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年10月1日から平成14年7月4日まで

私がA社に代表取締役として勤務していた期間のうち、請求期間について、標準報酬月額が実際に支給された報酬月額より低い額で記録されているので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。なお、年金額に反映されなくても、事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 A社に係る商業登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書)により、請求者は、請求期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、オンライン記録により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成11年10月から平成13年3月までは36万円、同年4月から平成14年6月までは15万円と記録されていたところ、請求期間中の平成13年11月6日付けで、平成11年、平成12年及び平成13年の定時決定並びに同年4月1日の随時改定の記録が取り消された上、平成11年10月1日に遡って9万8,000円に減額処理が行われ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成14年7月4日まで同額のまま記録されていることが確認できる。

一方、請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の減額に関与していないこと、及びA社の事業主として減額前の標準報酬月額(36万円及び15万円)に基づく社会保険料(厚生年金保険料、健康保険料及び児童手当拠出金。以下同じ。)を納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間当時、A社は社会保険料の滞納があったこと、及び管轄

社会保険事務所(当時)と滞納していた社会保険料について複数回協議したことを認めており、日本年金機構から提出された同社に係る滞納処分票(写)の事蹟欄においても、それと同様の記載が確認できるとともに、請求者が請求期間の標準報酬月額減額に係る届出を行った旨の記載も確認できることから、請求者が同社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額減額に関与していなかったとは考え難い。

また、上記の標準報酬月額減額に係る届出が行われたことに伴い、A社に係る社会保険料額を減額処理し、新たに発生する社会保険料に充当する必要が生じたところ、同社を担当する税理士事務所が作成した元帳及びその元帳から管轄社会保険事務所に関する記載のみを抽出したチェックリストにおいて、平成13年10月から平成14年3月までの分の社会保険料についての記載がなく、同税理士事務所が作成した社会保険料未払分計上過程一覧においても当該期間の「社会保険計」は0円と記載されていること、及び上記の滞納処分票(写)においても同期間の社会保険料の合計欄が0円になっていることが確認できることから、当該減額処理による充当処理の結果、当該期間に係る社会保険料が0円になったことが確認できる。

さらに、上記の社会保険料未払分計上過程一覧において、平成13年10月から平成14年4月までの分の社会保険料に減額処理により発生した社会保険料を充当した後の残額が同年4月分の社会保険料として記載されており、同年5月分及び同年6月分については、減額された標準報酬月額(9万8,000円)に基づく社会保険料額が記載されていることが確認できること、及び上記の滞納処分票(写)においても同様の記載が確認できることから、請求者は、A社の事業主として、減額後の標準報酬月額に基づく社会保険料を納付していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与していながら、当該標準報酬月額減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、請求者から提出された請求者の請求期間に係るA社の給料台帳において、厚生年金保険料控除額の記載が確認できることから、請求期間について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第1項本文該当による訂正の要件を判断するため、当該厚生年金保険料控除額を検証したところ、当該期間のうち、平成11年10月から平成12年12月までの期間及び平成13年4月から平成14年6月までの期間は、減額前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除され、平成13年1月から同年3月までの期間は、標準報酬月額15万円に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、請求対象事業所の事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。上記のとおり、請求者は、A社の代表取締役であり、事業主として当該保険料の納付義務を履行する職責にあったと認められることから、請求期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

2 請求期間について、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額が本来記録されるべき標準報酬月額より低く記録されているとして、当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を求めている。

請求者から提出されたA社の給料台帳により、請求者の平成11年1月から平成12年12月までの報酬月額は固定給のみの35万円であること、及び平成13年1月に報酬月額が固定給のみの15万円に変更され、平成14年6月まで同額であることが確認できることから、平成11年10月及び平成12年10月の標準報酬月額の定時決定はそれぞれの年の5月から7月までの報酬月額に基づく36万円となり、平成13年1月から同年3月までの報酬月額に基づく標準報酬月額15万円は、従前の標準報酬月額（36万円）と比べて標準報酬月額等級表において2等級以上の差が生じているなど同年4月を改定月とする随時改定に該当し、また、同年10月の標準報酬月額の定時決定は、同年5月から同年7月までの報酬月額に基づく15万円であることが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額に係る記録を、平成11年10月から平成13年3月までは36万円、同年4月から平成14年6月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。